

令和7年度

定期監査等結果報告書



安芸市監査委員

7 安 監 第 59 号
令和 8 年 3 月 25 日

安 芸 市 長 西内 直彦 様
安 芸 市 教 育 長 清水 明宏 様
安 芸 市 議 会 議 長 佐藤 倫与 様

安芸市監査委員 畠中 龍雄

安芸市監査委員 小松 進

定期監査等監査結果について

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による監査を実施し、同条第 9 項により監査の結果を報告します。

目 次

第 1	監査の種類	1
第 2	監査の対象	1
第 3	監査の実施内容及び着眼点	1
第 4	監査結果の評価基準	3
第 5	監査の期間	3
第 6	監査の結果	3
	1 公共施設における、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防 訓練等の適切な実施について	3
	2 公用車の交通事故発生状況とその対策について	9
	3 公募型プロポーザルについて	11

第1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

行政監査（地方自治法第199条第2項の規定による監査）

第2 監査の対象

- 1 公共施設における、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練等の適切な実施について
- 2 公用車の交通事故発生状況とその対策について
- 3 公募型プロポーザルについて

第3 監査の実施内容及び着眼点

安芸市監査結果の評価基準(令和2年安芸市監査委員告示第2号)に準拠し実施した。

所管課から監査資料の提出を求め、提出資料の確認及びヒアリングにより実施した。

- 1 公共施設における、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練等の適切な実施について

火災、地震や豪雨等が起こった場合、行政サービスを提供する公共施設の安全・安心は、最優先で確保しなければならない。

消防法では、多数の者が出入りする建物には、建物の用途、収容人員等により防火管理者を置き、防火管理業務を行わせることとしている。

この度、他県の公営住宅において、長年、消防法で義務づけられた定期的な避難訓練が実施されていなかった団地で、数件の火災が起きていたことが問題となっていたことから、本市の公共施設における防火管理者の選任や消防計画の作成状況、消防訓練等の実施状況を把握し、できていない場合は、その改善を促すことで、日頃からの職員の危機管理意識をより徹底させ、施設利用者や職員の更なる安全対策の向上に資するものとする。

このため、市が管理する防火対象物を調査し、主に次の着眼点に基づき監査を実施する。

- 防火管理者は選任されているか、また消防計画は作成されているか。
- 消防訓練等は適切に行われているか。

2 公用車の交通事故発生状況とその対策について

公用車の使用中の事故は、毎年度、一定の件数は発生している。公用車の交通事故は市政に対する信頼を失墜させるおそれがあるだけでなく、損害賠償及び修繕等に要する費用や相手方との対応など多くの労力と時間を費やす必要が生じることから、より一層防止に努めるため、安全対策を徹底する必要がある。

そのため、公用車の交通事故の実態を把握し、課題を分析するとともに、安全対策の取組について検証を行い、交通事故防止に資することを目的として監査を実施する。

あわせて、運転前後の酒気帯びの有無の確認等の実施状況の把握を行う。

- 事故防止対策は適正に行われているか。
- 運転前後の酒気帯びの有無の確認等は確実に実施されているか。

3 公募型プロポーザルについて

地方公共団体が締結する契約は、価格競争による一般競争入札を原則とし、例外的に指名競争入札、随意契約等の方法が認められている。

近年、実績、専門性、技術力、企画力、創造性などが求められる業務について、価格のみの競争ではなく、複数の業者による提案等を審査し、最も優れた企画提案等を行った者を随意契約の相手方となる候補者として決定する。その後、見積書を徴収し、履行条件などの協議と調整を行い、契約を締結するプロポーザル方式による契約が見られるようになった。

本市では、平成 26 年 5 月 1 日に安芸市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインを定めていることから、本市のプロポーザル方式による契約について、その現状を把握し、事務手続等が適正に行われているかを検証することにより、今後の運用に資することを目的に監査を実施する。

- 安芸市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインを遵守した事業者選定及び契約事務の手続は適正に行われているか。

令和 6 年度の公募型プロポーザルが実施されたものの中から次の業務を抽出した。

- ・安芸市ごみ収集運搬並びに安芸市最終処分場運營業務委託（環境課）
- ・安芸市東山森林公園リニューアル計画策定委託業務（農林課）
- ・旧市役所庁舎及び旧安芸中学校跡地活用に係る民間活力導入可能性委託業務（企画調整課）

第4 監査結果の評価基準（抜粋）

（評価区分）

第2条 監査等の結果の評価区分は、次のとおりとする。

1 勧告事項

公務の執行や信頼性などに大きな影響を及ぼすおそれがあるもので、特に措置を講じる必要があると認められるもの

2 指摘事項

次の事項に該当し、改善する必要があると認められるもの

- (1) 法令等（条例、規則、要綱、要領等を含む）に違反する事務手続で、市又はその他の者に損害を与え、又は与えるおそれがあるもの
- (2) 正確性、経済性、効率性、有効性に欠如又は疑義があり、改善等を要する事務手続
- (3) 行財政運営、内部統制及びリスク管理の面で、何らかの改善を要する事務手続
- (4) その他、監査委員が、指摘事項とする必要があると認めるもの

3 指導事項

指摘事項（1）～（3）までに掲げるもののうち、事務手続上の軽微な誤り等のほか、監査委員が指導する必要があると認めるもの

（措置状況の把握）

第3条 勧告事項及び指摘事項については、措置状況の報告を求める。

第5 監査の期間

令和8年1月13日から2月27日

第6 監査の結果

監査の結果は以下のとおりである。

1 公共施設における、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練等の適切な実施について

消防法第2条第2項では、建築物その他の工作物をはじめ船舶、車両、山林等、火災を予防すべき対象となるすべてのものが防火対象物とされている。

この防火対象物はその用途や火災の危険性等を考慮して区分され、劇場、映画館、百貨店、公会堂又は集会場、ホテル等不特定多数の者が利用するもの又は病院、社会福祉施設、保育所等火災が発生した場合に避難が困難となる可能性が高い施設は「特定防火対象物」、小学校や中学校、図書館等出入りする人が限られている建物や施設は「非特定防火対象物」とされている。

課・所・署名	防火対象物	特定							非特定						
		防火管理者 選任すべき	選任 届出済	要名義変更	未選任また は未届け	防火管理者 選任必要無	消防計画	訓練 消防避難年2回 通報年1回	防火管理者 選任すべき	選任 届出済	要名義変更	未選任また は未届け	防火管理者 選任必要無	消防計画	訓練 消防通報避 難実施
健康介護課	2	2	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉事務所	9	6	5	1	0	3	5	3	0	0	0	0	0	0	0
商工観光水産課	6	6	4	1	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0
農林課	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学校教育課	15	0	0	0	0	0	0	0	8	5	0	3	7	5	8
生涯学習課	22	21	19	2	0	0	19	2	1	1	0	0	0	1	0
環境課	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0
財産管理課	22	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	21	1	0
消防署	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0
上下水道課	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0
合計	98	35	29	4	2	4	29	5	11	7	1	3	48	7	8

今回、本市が管理する防火対象物 98 施設のうち、特定防火対象物は 39 施設（防火管理者選任すべき 35 件、選任必要無 4 件）、非特定防火対象物は 59 施設（防火管理者選任すべき 11 件、選任必要無 48 件）であった。

また、消防法第 8 条第 1 項では、学校、病院、工場、事業場、劇場、百貨店など多数の者が出入したり、勤務したり、又は居住する防火対象物の管理権原者は、建物の用途、規模及び収容人員により、一定の資格を有する者から防火管理者を選任する必要がある。そして、防火管理者は消防計画の作成、消防計画に基づく消火、通報、避難の訓練を実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を行わせることになっている。

防火管理者の選任及び届出の状況

防火対象物 98 施設のうち、防火管理者選任対象施設は 46 施設（うち特定防火対象物 35 施設、非特定防火対象物 11 施設）で、選任届出済が 36 施設（約 78.3%）、防火管理者が交代して

おり名義変更が必要な施設は5施設(約10.9%)、未選任または未届けとなっている施設は5施設(約10.9%)であった。

【指摘事項1】

次のとおり令和6年度に名義変更が必要な施設や未選任または未届けとなっている施設(既選任届を届出した施設を除く)を有する課等は、速やかに防火管理者を選任し、消防署へ変更届や選任届を届出すること。

(防火管理者が交代しており名義変更が必要な施設)

安芸市児童センター 廊中ふるさと館(令和7年12月19日選任届を届出済)

土居公民館 東川公民館(農林センター) 安芸市火葬場(杜の聖苑)

(未選任または未届けとなっている施設)

安芸市高齢者活動センター・老人憩いの家 道の駅大山

市立安芸中学校校舎棟・体育館棟・プール棟(令和7年12月16日選任届を届出済)

* 福祉事務所 生涯学習課 環境課 健康介護課 商工観光水産課

消防計画の作成及び届出の状況

消防計画の主な目的は、火災等の発生を未然に防ぎ、万一発生した場合でもその被害を最小限に抑えることである。そのためには職員が何をすればよいかを事前に決めておき、教育すべきものである。

消防法施行規則第3条第1項では、防火管理者が消防計画を作成し、所轄の消防長又は消防署長に届け出ることについて定めている。そして、消防計画を変更したときも同様とされている。

消防計画の作成及び届出は、防火管理者選任対象の46施設のうち、防火管理者選任届出済の36施設でできていた。

【指摘事項2】

次のとおり令和6年度に消防計画の作成及び届出ができていない施設(作成及び消防計画を届出した施設を除く)を有する課等は、速やかに消防計画の作成し、消防署へ届出すること。

(消防計画の作成及び届出ができていない施設)

安芸市児童センター 廓中ふるさと館 (令和7年12月19日消防計画を届出済) 土居公民館

東川公民館 (農林センター) 安芸市火葬場(杜の聖苑)

安芸市高齢者活動センター・老人憩いの家 道の駅大山

市立安芸中学校校舎棟・体育館棟・プール棟 (令和7年12月16日消防計画を届出済)

* 福祉事務所 生涯学習課 環境課 健康介護課 商工観光水産課

消防訓練等の実施状況

消防訓練については、法令に基づいて、消火、通報及び避難訓練を定期的実施しなければならないとされている。

学校や保育現場では、日頃から児童生徒の命を守る意識づけがされており、定期的な訓練の実施につながっている。

しかし、行政サービスを提供する公共施設の安全・安心は最優先で確保しなければならないものの、多数の者が出入りする防火対象施設で消防訓練等の実施が十分できていない。

ア 特定防火対象物における消防訓練の実施状況

特定防火対象物については、消防法施行規則第3条第10項の規定により、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しなければならないとされているが、防火管理者選任対象の特定防火対象物35施設のうち、令和6年度に消火訓練及び避難訓練を2回以上実施した施設は、5施設のみであった。

3施設については、業務の都合等により、1回の実施となっている。

なお、実施しなかった27施設については、業務を止めての実施が難しいことなどを理由に実施していなかった。

【指摘事項3-1】

次のとおり令和6年度に法に基づいた消防訓練が実施できていない施設を有する課等は、速やかに消防訓練を実施するとともに、消防訓練実施報告書及び消防訓練結果報告書を消防署へ提出すること。

(実施回数不足となっている施設)

健康ふれあいセンター「元気館」 安芸市社会福祉協議会・まなふる（事務所・福祉施設）
矢ノ丸保育園

(実施していなかった施設)

安芸市高齢者活動センター・老人憩いの家 安芸市児童センター 安芸陶芸館（陶芸棟） 安芸陶芸館（研修棟） 廓中ふるさと館 安芸観光情報センター 安芸駅ちばさん市場（物品販売店・駅舎） 道の駅大山 安芸市体育館 安芸市宮球場 安芸市女性の家 市民会館 赤野公民館 穴内公民館 井ノ口公民館 土居公民館 黒鳥公民館 伊尾木公民館 川北公民館 東川公民館（農林センター） 下山公民館 安芸市歴史民俗資料館 安芸市書道美術館 安芸市多目的体育館（安芸ドーム） 安芸市立武道館 清水ヶ丘体育館 内原野体育館

* 健康介護課 福祉事務所 商工観光水産課 生涯学習課

イ 非特定防火対象物における消防訓練の実施状況

非特定防火対象物は、特定防火対象物のように消防訓練の内容・回数について義務付けはないが、消防法施行令第3条の2第2項の規定により、消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練を行わなければならないとされている。

防火管理者選任対象の非特定防火対象物 11 施設のうち、消防計画に基づき消火訓練及び通報訓練、避難訓練を実施した施設は、8 施設であった。

なお、実施しなかった3施設については、業務の都合や認識が無かったことを理由に実施していなかった。

【指摘事項 3-2】

次のとおり令和6年度に法に基づいた消防訓練が実施できていない施設を有する課等は、速やかに消防訓練を実施するとともに、消防訓練実施報告書及び消防訓練結果報告書を消防署へ提出すること。

(実施していなかった施設)

安芸市火葬場(杜の聖苑) 安芸市役所（庁舎棟、倉庫棟） 安芸市民図書館

* 環境課 財産管理課 生涯学習課

*指摘事項があった課等には監査結果の評価基準第3条において、施設ごとに措置状況の報告を求める。

指摘事項1と指摘事項2については、速やかに防火管理者の選任や消防計画を作成し、消防署へ届出した後、措置状況の報告とともに、起案紙、消防署の受付印及び届出済の印が押印されたものの写しを添えて、監査委員まで報告すること。

指摘事項3-1と指摘事項3-2については、速やかに消防訓練等を実施し、消防署へ届出した後、措置状況の報告とともに、消防訓練実施報告書及び消防訓練結果報告書の起案紙、消防署の受付印及び届出済の印が押印されたものの写しを添えて、監査委員まで報告すること。

【報告期限：令和8年9月30日】

2 公用車の交通事故発生状況とその対策について

公用車の事故は毎年一定件数発生しているものの、その発生件数は抑えられているようであり、事故も深刻な事態には至っていない。安全対策等についてもおおむね適正に実施されているものと認められた。

あわせて運転前後の酒気帯びの有無の確認等は適正に実施されているものと認められたので、引き続き法令遵守を徹底していただきたい。

令和 6 年度における公用車の交通事故の発生状況は次のとおり 15 件である。

	事故発生日	所管課	車両	内容
1	令和6年4月1日	財産管理課	アイミーヴ	公用車損傷事故
2	令和6年5月24日	建設課	箱バン	公用車自損事故
3	令和6年5月30日	農林課	箱バン	公用車自損事故
4	令和6年6月7日	農林課	箱バン	公用車自損事故
5	令和6年6月13日	消防署	救急車両	公用車自損事故
6	令和6年7月3日	税務課	箱バン	公用車自損事故
7	令和6年7月12日	総務課	元気バス車両	公用車自損事故
8	令和6年9月19日	総務課	元気バス車両	公用車自損事故
9	令和6年10月30日	危機管理課	箱バン	公用車自損事故
10	令和6年11月1日	生涯学習課	箱バン	公用車自損事故
11	令和7年1月29日	健康介護課	箱バン	公用車自損事故
12	令和7年2月18日	農林課	箱バン	公用車自損事故
13	令和7年3月6日	危機管理課	箱バン	公用車自損事故
14	令和7年3月27日	介護保険課	軽乗用	公用車自損事故
15	令和7年3月28日	建設課	軽四トラック	公用車自損事故

交通事故の発生原因については、対向車とのすれ違い時に対向車を意識するあまり反対側や後ろ側の注意が疎かになったものや周囲の安全確認が十分行われていなかったことによるものが多い。

万一、人身事故が発生した場合は、相手方や職員の生命、身体にかかわることとなる。また、物損事故であっても、損害賠償及び修繕等に要する費用や相手方との対応など多くの労力と時間を費やす必要が生じるため、より一層の事故防止対策が望まれるところである。

総務課が主催する研修として、事故を起こしたことがある職員や新規採用職員に対し、警察による安全運転研修が実施されているが、令和 6 年度は対象者 19 名に対して 12 名の参加（約 64%）となっており、参加率の向上により努めていただきたい。

こうした取り組みに加え、さらに公用車の事故の発生件数を抑制するためにも、日常的に公用車を運転する職員に限らず、公用車の運転機会が少ない職員についても、安全運転に対する技能や意識向上を図る必要がある。

そのためには、安全運転の励行に関する職場での日常的な声掛けや交通事故事例の情報の共有化を図るなど、交通事故防止の取組を行い、公用車の安全対策の実効性を高めていく必要がある。

環境課においては、令和6年度までは、毎年、特殊用途自動車（パッカー車）の取扱DVDの視聴や2年に1度自動車学校での安全運転講習などを実施している。

建設課においては、大雨など気象条件が悪い時、現場が幅員狭小、未舗装など条件が悪い時などについては、安全面を考慮し、可能な限り2名以上で現場へ行くように努めているようであり、それぞれの職場の特性に応じて必要な交通安全対策を講じていただくよう重ねてお願いしたい。

アルコール検知器を用いた運転者の運転前後の酒気帯びの有無の確認

道路交通法施行規則第9条の10では安全運転管理者の業務について定めており、運転前後の酒気帯びの有無の確認について、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を用いて、運転者の酒気帯びの有無を確認することが義務化された。

また、アルコール検知器を常に正常な状態で保持することも義務付けられている。

今回、本市の安全運転管理者を選任している機関における運転者に対するアルコール検知器を用いたアルコール検査や目視は全ての運転において実施されていることが確認できた。

3 公募型プロポーザルについて

プロポーザル方式による契約は、複数の事業者から企画提案等を求め、提案内容等の審査を行い、企画内容や業務遂行能力が最も優れた者を選定し契約を締結する方法である。契約の手続きにおいては、最も優れた企画提案等を行った者を随意契約の相手方となる候補者として決定する。その後、見積書を徴取し、履行条件などの協議と調整を行い、随意契約を締結している。

監査の対象とした令和6年度の3事業のプロポーザル方式の契約について、監査の着眼点に則し調査及び検証を行った結果、おおむね適正であると認められた。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
	決裁や基本方針等にプロポーザル方式を採用する理由が記載されているか	基本方針や実施要領等が策定されているか	プロポーザルの実施について実施要領を基に公告しているか	プロポーザルの実施にあたって、審査要領を策定しているか	公告の方法は、市ホームページ等を活用し、広く周知するように努めているか	公告期間は10日以上とする。公告の日から参加申込書提出期限までは10日以上確保されているか	参加要件に独自要件を加えている場合もあるが、全ての要件を満たし、確認できているか	プロポーザル審査委員会設置要綱を策定し、委員会を設置しているか	審査委員は5名以上で構成したうえで、外部委員を採用しているか	候補者及び順位候補者等を決定するにあたり、審査が適切に行われているか	企画提案者が1者のみである場合は、最低基準点などを設け、審査を行っているか。また、審査要領に基準を満たした場合候補者とする記載があるか	審査結果の公表については、ホームページで次の内容を速やかに公表するものとする(別紙様式6)となっているが、できているか。	見積金額は予定価格の範囲内か	候補者と協議した結果、契約時の仕様書に事業者からの提案内容が反映されているか
1	安芸市ごみ収集運搬並びに安芸市最終処分場運営業務委託(環境課)	× 理由の記載なし	△ 基本方針の未策定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	安芸市東山森林公園リニューアル計画策定委託業務(農林課)	○	○	○	△ 審査要領は策定されているが、項目に「審査基準」は無く、配点が公表されていない。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	旧市役所庁舎及び旧安芸中学校跡地活用に係る民間活力導入可能性委託業務(企画調整課)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

今回、決裁や実施要領等にプロポーザル方式を採用する理由が記載されていないものが見受けられた。

地方公共団体の締結する契約は一般競争入札を原則としているが、実績、専門性、技術力、企画力、創造性などが求められ、その性質、目的が価格のみによる競争入札に適さない場合は、プロポーザル方式が採用されている。

実施の際に、この業務は競争入札よりプロポーザル方式が適しているといった採用理由を示すことは重要であると考えるので、今後は理由を明記していただきたい。

あわせて、公募型プロポーザルの実施を公告すると同時に、審査要領等を公表するが、審査要領の項目に「審査基準」が無く、配点が公表されていなかったものが見受けられた。

後に備えた審査基準では、実績、有資格者の配置、人員体制、情報収集能力、市民ニーズに合った企画力、整備計画、市民参画の手法、見積額など 100 点満点を 10 の項目で配点している。

一般的には、市が重視する項目によって配点が異なるため、公告と同時に審査基準による配点を示すものである。このことにより参加する事業者が企画提案する際に独自提案や強みをどう表現するかの参考となり、審査を左右することにもつながるので、今後は審査要領に記載していただきたい。

プロポーザル方式の採用は増えてきてはいるが、担当者がこれまで一度も経験したことのない業務ということもあり得るため、時間的な余裕をもって着手していただき、安芸市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインの遵守をお願いしたい。